

# 札幌市動物園条例に関する提言書の概要について

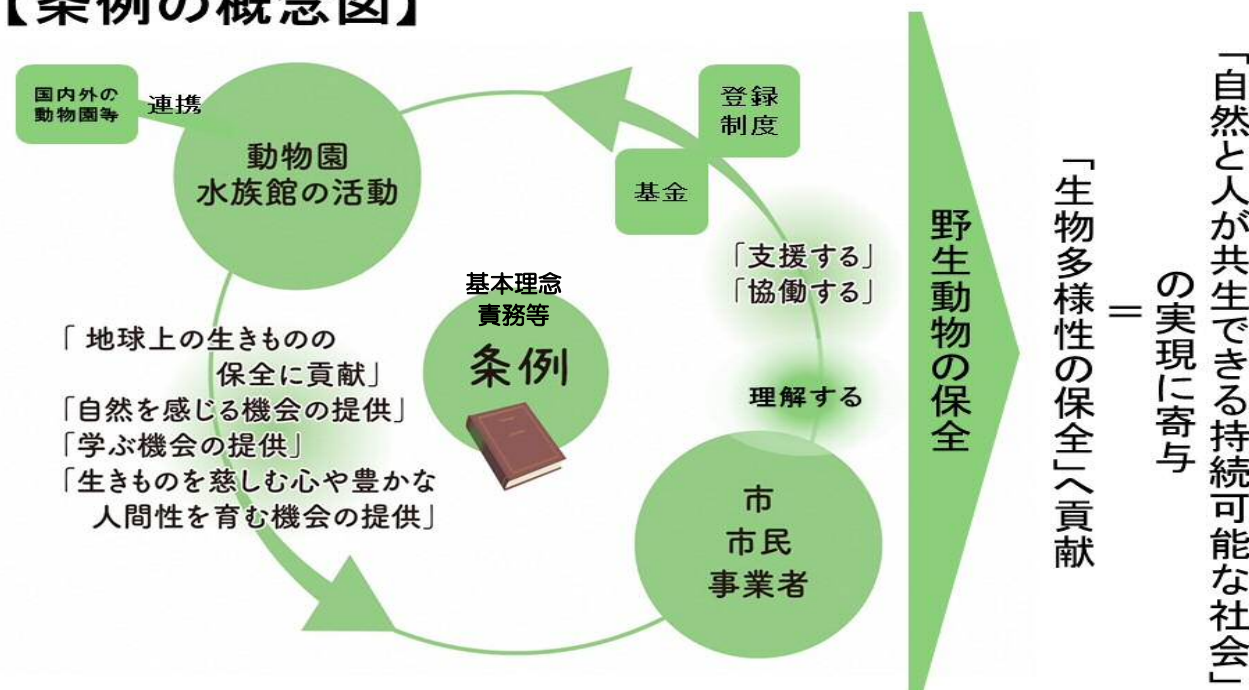
## 1 条例の必要性、意義（提言書P1～4）

- (1) 動物園及び水族館その他の動物展示施設（以下「動物園等」）の社会的役割  
生物多様性の保全への寄与の高まり
- (2) 動物福祉への配慮
- (3) 国内法令の現況  
動物園等の活動に関して、生物多様性の保全と動物福祉を両立させると規定する法令はない。
- (4) 政策目標（生物多様性の保全）の達成  
本市の政策目標を達成するため、市全体に動物園等のあるべき姿を示し、保全を目的とした市域の動物園等の取組の維持向上や市民意識の醸成を図るとともに、円山動物園の取組みを推進する。
- (5) 円山動物園の運営の根拠  
円山動物園基本方針ビジョン 2050 で示した運営の基本となる普遍的な事項を条例化

## 2 条例の構成及び盛り込むべき内容（提言書P4～32）

- 札幌市が考える動物園等のあるべき姿
  - 動物園等の役割を明確化（目的、定義、基本理念、第2章）
  - 動物園等における動物福祉に関する基本理念と取組の明確化（定義、基本理念、第2章）
- 円山動物園の運営の基本的事項の明確化（第4章）
- 保全に寄与する取組を推進する施策（第3章登録制度、第5章基金、第6章市民動物園会議）

### 【条例の概念図】



## 前文（提言書P8～9）

条例を制定する経緯や、円山動物園をはじめ市内の動物園等が生物多様性の保全を目的に運営し、その運営には良好な動物福祉の確保が必要であることなどを記載

## 第1章 総則（提言書P10～15）

### (1) 目的

現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与すること。そのために、動物園等が生物多様性の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、動物園等の活動の基本理念や責務等を明らかにする。

- (2) 定義（野生動物、動物園等（水族館や昆虫館等含）、動物福祉、生息域内保全、生息域外保全、累代飼育）  
動物園等（主に野生動物を飼育展示し、繁殖及び累代飼育を目指し、野生動物の保全に関する研究及び教育を通じて生物多様性の保全に寄与する施設）（提言書P11）  
動物福祉（科学的指標を用いて客観的に判断される動物の身体的及び心理的な状態）（提言書P11）
- (3) 基本理念（提言書P13）
  - ① 生物多様性の保全を目的に運営し、良好な動物福祉を確保すること
  - ② 自然や生物多様性を認識し、豊かな人間性を育む機会を提供すること
  - ③ 市民との協働
- (4) 市の責務：動物園等を支援する総合的な施策の策定、市運営の動物園等の適正な運営（提言書P14）
- (5) 市民・事業者の責務：動物園等が行う保全活動への理解・支援、日常生活等での実践（提言書P14、15）

## 第2章 動物園等（提言書P15～19）

市が考える動物園等が、生物多様性の保全のために実施すべき事柄を規定。

- (1) 保全のための措置：動物収集、調査研究、種の保存、生息域内保全、展示・教育、情報収集・提供
- (2) 良好な動物福祉の確保：科学的知見に基づき判断し、生活環境と獣医療体制を整える  
各施設において動物福祉規程を定め、最新の知見等で見直し改善すること
- (3) 活動情報の公表：各施設において(1)(2)の取組をインターネット等で公表

## 第3章 登録（提言書P19～23）

動物園等が行う生物多様性の保全活動を推進するため、任意の登録制度を設け、登録された動物園等の保全活動を市が支援する仕組み（施設名等公表、技術的支援、補助金等）を創設

## 第4章 円山動物園（提言書P23～30）

- (1) 運営方針及び実施計画の策定
- (2) 良好な動物福祉の確保：動物福祉委員会設置、動物福祉規程策定
- (3) 円山動物園動物福祉の日の制定
- (4) 動物の展示及び教育活動における原則：直接接触（野生動物とのふれあい）・擬人化等の原則禁止
- (5) 施設の整備及び管理
- (6) 円山動物園安全点検強化の日
- (7) 危機管理
- (8) 国内外の動物園等関係機関との連携
- (9) 人材の確保及び人材の育成：獣医師（専門職化）・動物専門員の採用等
- (10) 市民等との情報共有

## 第5章 基金（提言書P30～31）

生物多様性の保全の取組みの推進のため基金を設置。（別途、札幌市基金条例に規定）

- ・円山動物園の保全や動物福祉向上のための動物収集、施設改修等
- ・登録動物園等への支援（補助金交付等）

## 第6章 市民動物園会議（提言書P31～32）

これまで円山動物園の運営方針のみを審議してきた市民動物園会議について、条例の制定以降は、条例の推進及び円山動物園の運営に関する審議を行うこととし、設置根拠を附属機関設置条例から移設

## 3 付帯意見（提言書P33）

- (1) 動物福祉条例の検討：市内全域の動物取扱業者の動物福祉向上を図る条例を検討すべき
- (2) 定期的な条例の見直し：罰則も含めた規制の必要性や登録要件の水準向上など実効性を高める検討
- (3) 市民へわかりやすく、伝わる広報・普及啓発活動